

訪問介護ステーション こすもす 運営規程

※この運営規程は、公表にあたり従業員の数等ができる限り正確に伝わるために、本来の運営規程に一部変更を加えています。

第1条（事業の目的）

有限会社 シオカ が開設する訪問介護ステーション こすもす（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、（以下「事業」という。）、または介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業の事業（以下「第一号訪問事業」という。）の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護者、要支援者、事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な事業および第一号訪問事業を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 事業および第一号訪問事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 訪問介護の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
3. 第一号訪問事業の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、現在の状態の維持若しくは改善、環境調整などを通じて、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事、その他の生活全般にわたる支援を行う。
4. 事業および第一号訪問事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 事業所名 訪問介護ステーション こすもす
2. 所在地 兵庫県姫路市網干区津市場 805 番地 3

第4条（職員の職種、員数、及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする

1. 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

2. サービス提供責任者 2名（常勤兼務2名）

サービス提供責任者（第一号訪問事業においては、訪問事業責任者）は、訪問介護計画などの個別サービス計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明すると共に従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。

3. 訪問介護員 11名（常勤兼務1名 非常勤専従10名）

訪問介護員は訪問介護、訪問型サービスの提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間等）

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日 月曜日～金曜日（祝日も含む）
2. 年間休業日 毎週土・日、10/21～10/22(秋祭りの為)、12/31～1/3(年末・年始の為)
3. 営業時間 8:30～17:30
4. サービス提供 24時間（年中無休）

第6条（事業の内容）

本事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 身体介護に関する内容（身体介助） | 2. 家事援助に関する内容（生活援助） |
| ①食事の介護 | ①調理 |
| ②排泄の介護 | ②衣類の洗濯、補修 |
| ③衣類脱着の介護 | ③住居の掃除、整理整頓 |
| ④入浴の介護 | ④生活必需品の買い物 |
| ⑤身体の清拭、洗髪 | ⑤その他必要な家事 |
| ⑥その他必要な身体の介護 | |

訪問介護においては、1および2を中心に行う。第一号訪問事業においては、主に2を中心に行う。

第7条（利用者から受領する費用の額等）

1. 訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の額とする。第一号訪問事業を提供した場合の利用料金の額は、利用者が居住する姫路市、太子町、たつの市のそれぞれの首長が定める基準の額とする。また、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担額に応じた割合額とする。
2. 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関・タクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は、次に掲げる額を徴収する。
 - ①実施地域を越えて1kmにつき 10円
3. 第2項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける事とする。

第8条（通常の事業の実施地域）

1. 訪問介護の通常の実施地域は、姫路市（家島町、香寺町、安富町除く）・たつの市（新宮町除く）・太子町とする。
2. 第1号訪問事業の通常の実施地域は、姫路市（家島町、香寺町、安富町除く）・たつの市御津町・太子町とする。

第9条（緊急時における対応方法）

訪問介護員等は、事業の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

第10条（虐待防止に関する事項）

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
3. その他虐待防止のために必要な措置の具体例
 - ①虐待防止に関する責任者の選定及び措置
 - ②成年後見制度の利用支援
 - ③介護相談員の受入れ

第11条（記録の整備）

1. 事業所は、従業者、設備、備品、職員、及び会計に関する諸記録を整備しておく。
2. 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する、次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - ① 訪問介護計画及びその他居宅サービス計画
 - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由の記録
 - ④ 市町村への通知に係る記録
 - ⑤ 苦情の内容等の記録
 - ⑥ 事故の状況、及び事故に際して採った処置の記録 など

第12条（暴力団の排除規定）

事業所は、暴力団排除の基本理念に基づき、下記事項について誓約する。

- ①指定を受ける法人の役員は、暴力団員等でないこと(条例中に定められている場合限る)
- ②事業所の管理者は、暴力団員等でないこと

③事業所の運営は、暴力団や暴力団員等の支配を受けないこと

第13条（事業継続計画）

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護・総合事業通所介護の提供を受けられるよう次の措置を講ずるものとする。

- ①業務継続計画の算定
- ②従業員への業務継続計画の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実施
- ③定期的な業務継続計画の見直し及び変更

（感染症の予防及びまん延防止のための措置）

第14条 事業者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- ①概ね6か月に1回以上、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業員への周知徹底
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

第15条（その他運営に関する重要事項）

1. 本事業は、職員の資質向上の為に研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務の執行体制についても検証・整備する。

- ①採用時研修 採用後1ヶ月以内実施
- ②継続研修 年12回実施
- ③その他、随時必要に応じて研修を行う。

2. 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する為、従業員で無くなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4. 居宅介護支援事業者から個別サービス計画の提出依頼があった場合、それに協力する。

5. 本規程で定める事項の他、運営に関する重要事項は、有限会社シオカと本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月15日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。